



基発 1001 第 12 号
平成 26 年 10 月 1 日

一般社団法人全国木材組合連合会 御中

厚生労働省労働基準局長



平成 26 年度最低賃金周知広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度の地域別最低賃金額の改定については、すべての地域別最低賃金額について、本年 9 月中旬に改定公示が行われ、10 月 1 日から順次改定額が発効します。

今後、改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度について広く国民に周知を図り、同制度の履行確保を図ることが重要となるため、厚生労働省では標記の周知広報を実施することとしています。

貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、貴会が発行される広報誌への掲載などによる貴会の加入事業者に対する改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御参考までに、広報原稿例を同封させていただきます。

平成26年度地域別最低賃金額一覧

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	(発効年月日)
北海道	748 (734)	14	(平成26年10月8日)
青 森	679 (665)	14	(平成26年10月24日)
岩 手	678 (665)	13	(平成26年10月4日)
宮 城	710 (696)	14	(平成26年10月16日)
秋 田	679 (665)	14	(平成26年10月5日)
山 形	680 (665)	15	(平成26年10月17日)
福 島	689 (675)	14	(平成26年10月4日)
茨 城	729 (713)	16	(平成26年10月4日)
栃 木	733 (718)	15	(平成26年10月1日)
群 馬	721 (707)	14	(平成26年10月5日)
埼 玉	802 (785)	17	(平成26年10月1日)
千 葉	798 (777)	21	(平成26年10月1日)
東 京	888 (869)	19	(平成26年10月1日)
神奈川	887 (868)	19	(平成26年10月1日)
新 潟	715 (701)	14	(平成26年10月4日)
富 山	728 (712)	16	(平成26年10月1日)
石 川	718 (704)	14	(平成26年10月5日)
福 井	716 (701)	15	(平成26年10月4日)
山 梨	721 (706)	15	(平成26年10月1日)
長 野	728 (713)	15	(平成26年10月1日)
岐 阜	738 (724)	14	(平成26年10月1日)
静 岡	765 (749)	16	(平成26年10月5日)
愛 知	800 (780)	20	(平成26年10月1日)
三 重	753 (737)	16	(平成26年10月1日)
滋 賀	746 (730)	16	(平成26年10月9日)
京 都	789 (773)	16	(平成26年10月22日)
大 阪	838 (819)	19	(平成26年10月5日)
兵 庫	776 (761)	15	(平成26年10月1日)
奈 良	724 (710)	14	(平成26年10月3日)
和歌山	715 (701)	14	(平成26年10月17日)
鳥 取	677 (664)	13	(平成26年10月8日)
島 根	679 (664)	15	(平成26年10月5日)
岡 山	719 (703)	16	(平成26年10月5日)
広 島	750 (733)	17	(平成26年10月1日)
山 口	715 (701)	14	(平成26年10月1日)
徳 島	679 (666)	13	(平成26年10月1日)
香 川	702 (686)	16	(平成26年10月1日)
愛 媛	680 (666)	14	(平成26年10月12日)
高 知	677 (664)	13	(平成26年10月26日)
福 岡	727 (712)	15	(平成26年10月5日)
佐 賀	678 (664)	14	(平成26年10月4日)
長 崎	677 (664)	13	(平成26年10月1日)
熊 本	677 (664)	13	(平成26年10月1日)
大 分	677 (664)	13	(平成26年10月4日)
宮 崎	677 (664)	13	(平成26年10月16日)
鹿児島	678 (665)	13	(平成26年10月19日)
沖 縄	677 (664)	13	(平成26年10月24日)
全国加重平均額	780 (764)	16	

○括弧書きは、平成25年度地域別最低賃金額

すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました

- すべての都道府県の地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、平成26年10月1日から10月26日までの間に順次効力が発生します。
- 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるものです。
- パート、学生のアルバイト、嘱託等といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
- 労使で合意のもと、最低賃金額より低い賃金を定めても、それは、最低賃金法で無効とされるので、最低賃金額の支払いをしなければならず、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。
- 貴社の労働者の賃金額が地域別最低賃金額を下回ることはないよう、金額をご確認ください。
- 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定最低賃金が適用されます。

平成26年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	748	H26.10.8	石川	718	H26.10.5	岡山	719	H26.10.5
青森	679	H26.10.24	福井	716	H26.10.4	広島	750	H26.10.1
岩手	678	H26.10.4	山梨	721	H26.10.1	山口	715	H26.10.1
宮城	710	H26.10.16	長野	728	H26.10.1	徳島	679	H26.10.1
秋田	679	H26.10.5	岐阜	738	H26.10.1	香川	702	H26.10.1
山形	680	H26.10.17	静岡	765	H26.10.5	愛媛	680	H26.10.12
福島	689	H26.10.4	愛知	800	H26.10.1	高知	677	H26.10.26
茨城	729	H26.10.4	三重	753	H26.10.1	福岡	727	H26.10.5
栃木	733	H26.10.1	滋賀	746	H26.10.9	佐賀	678	H26.10.4
群馬	721	H26.10.5	京都	789	H26.10.22	長崎	677	H26.10.1
埼玉	802	H26.10.1	大阪	838	H26.10.5	熊本	677	H26.10.1
千葉	798	H26.10.1	兵庫	776	H26.10.1	大分	677	H26.10.4
東京	888	H26.10.1	奈良	724	H26.10.3	宮崎	677	H26.10.16
神奈川	887	H26.10.1	和歌山	715	H26.10.17	鹿児島	678	H26.10.19
新潟	715	H26.10.4	鳥取	677	H26.10.8	沖縄	677	H26.10.24
富山	728	H26.10.1	島根	679	H26.10.5			